

# 東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税の特例適用申告書

年 月 日

宮古市長 様

(申告者)

代替先(代替資産)				代替元(被災資産)		
家屋			土地	家屋		土地
台帳処理	〒入力	メモ入力		メモ入力	被災情報	

住 所

氏 名 (名 称) 印

電 話 番 号

地方税法附則第56条第10項及び第11項の規定（東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は、代替家屋に係る固定資産税の特例）の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

新規取得者 (所有者)	住 所	
	氏 名 (名 称)	
被災資産の所有者	住 所	
	氏 名 (名 称)	
被災資産の所有者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 同居予定である3親等内の親族（続柄： ）	
他市町村への申告の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ 年 月 日 申告 市町村）	

## 1. 土地

代 替	土地の所在		地 積	m <sup>2</sup>
	取得年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
被 災	土地の所在		地 積	m <sup>2</sup>
	共有名義の場合は、共有持分			

## 2. 家屋

代 替	家屋の所在		床面積	m <sup>2</sup>
	家屋番号		家屋の種類	
被 災	取得・改築年月日	年 月 日	家屋の構造	
	取得・改築の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 中古家屋の取得 <input type="checkbox"/> 被災家屋の改築 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	共有名義の場合は、共有持分			
被 災	家屋の所在		床面積	m <sup>2</sup>
	家屋番号		家屋の種類	
	家屋の状況	<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> その他（ ） 年 月 日 処分		
	共有名義の場合は、共有持分			

備考

- 「代替資産」とは、東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した家屋又はその敷地の用に供されていた土地に代わるものとして取得した家屋又は土地をいう。
- 「被災資産」とは、東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した家屋又はその敷地の用に供されていた土地をいう。

## ◆ 特例の内容と適用要件

東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税の特例内容と適用要件は、次のとおりです。

### 1 対象者

- (1) 被災資産の所有者（被災資産が共有物の場合は、その持分を有する者）
- (2) 被災資産の所有者に相続が生じたときの相続人等
- (3) 被災資産所有者の3親等内の親族かつ、被災資産所有者と同居している方（土地の場合は同居予定の方）  
※震災時に借住まいで、震災後に家屋を取得された場合は、本特例の対象になりません。
- (4) 被災資産の所有者である法人の合併又は分割後存続する法人、若しくはこれにより設立された法人等

### 2 被災土地・家屋の要件

東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した家屋又はその家屋の敷地として使用していた土地が対象になります。なお、「損壊」とは家屋が著しく被害を受け、又は破損された状態で、窓ガラスや造作の部分的な破損、屋根瓦が数枚落下した等の容易に修繕できるもの、壁面の軽微なひび割れ等で震災前の用途として使用することができるなど、軽微なものは含みません。

### 3 特例対象要件

- (1) 被災資産の代わりとして取得したもの（原則として、土地は住宅用地に代わるものであると認められるもの。家屋は被災家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると認められるものに限り。）で、被災家屋を解体撤去又は売却等をしていることが要件となります。

### 4 取得期間

平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間となります。

なお、被災家屋も上記の期間内に処分されていることが要件となります。

### 5 特例の内容

- (1) 被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後に固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分を住宅用地とみなします。  
※住宅の建設がなくても建物建築予定地であれば、3年度分を住宅用地とみなします。
- (2) 被災代替家屋のうち被災家屋の床面積相当部分に係る税額について、取得の翌年から4年度分2分の1に減額、その後の2年度分は3分の1に相当する額が減額となります。なお、改築家屋の場合は、改築後の価格について同様に減額されます。

## ◆ 添付書類

- 1 家屋が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類 ⇒ 「罹災証明書」（写）等
- 2 被災資産の所有を確認できる書類 ⇒ 「平成23年度固定資産名寄帳兼課税調査書」
  - (1) 被災資産が当市内にある場合は不要です。
  - (2) 被災家屋が課税台帳に登録されていない場合は被災家屋の所有を確認できる書類が必要です。
- 3 被災家屋の処分を確認できる書類 ⇒ 「解体契約書」（写）・「売買契約書」（写）等
  - (1) 市で解体するなど、既に処分を把握している場合は不要です。
- 4 代替資産の所有者が、被災資産の所有者の相続人又は被災資産の所有者と同居する3親等内の親族又は合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人であることを証する書類
  - (1) 相続人、又は1親等内の親族の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本」（写）
  - (2) 被災資産の所有者と同居する3親等内の親族の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本」（写）・「住民票」（写）
  - (3) 合併又は分割後存続する法人、若しくは合併により設立された法人の確認書類 ⇒ 「法人登記簿謄本」（写）

※ 必要に応じて被災資産の所在する市町村へ問い合わせさせていただく場合があります。